③　横断歩道橋詳細設計（その２・駅前デッキ）　１式
④　ターミナル施設建築設計　１式
(b)　予定工期　契約締結の翌日から令和５年12月25日までを予定している。
２）施工（以下「本建設工事」という。）
(a)　工事内容　地下駐車場出口新設　１式
地下駐車場出口撤去　１式
バスターミナル整備　１式
ターミナル施設（建築）　１式
シェルター（バス停留所、階段、デッキ）　１式
東西デッキ　１式
駅前デッキ　１式
(b)　予定工期　契約締結の翌日から令和８年12月25日までを予定している。
なお、建築工事の工期は令和７年６月１日から令和８年12月25日までを予定している。(573日)

(5)　本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下、「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と本設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に本建設工事の契約を締結する。

(6)　本案件は、異工種建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（異工種ＪＶ）と、一般競争参加資格を受けている者(単体企業)が競争参加することができるものである。

(7)　ＢＩＭ／ＣＩＭ活用業務　本設計業務は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによりＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用業務である。

(8)　本建設工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによりＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とする工事である。

(9)　本設計業務は、「道路の移動円滑化に関するガイドライン（令和４年６月国土交通省道路局」に基づき設計するとともに、ガイドラインに適合しているか照査を行う。また、下記計画を配慮するものとする。
①　近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画（国土交通省・三重県・四日市市）
https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/road/mainw/pdf/keikaku_02.pdf
②　中央通り再編基本計画（四日市市）
https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1648451816927/files/zentai.pdf
③　その他　別途通知する

(10)　本建設工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。
また、本建設工事の完成時に、完全週休２日取組認定証が発行された場合、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。
なお、完全週休２日取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。
また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第１における考査項目「７　法令遵守等」の「８　その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

(11)　本案件は、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(12)　参考額　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は１億２千万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は40～45億円程度（税込み）を想定している。

(13)　本案件は、説明書を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(14)　本案件は、資料の提出を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(15)　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(16)　本建設工事(一般土木工事・鋼橋上部工事)は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(17)　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(18)　本建設工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。
適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。

２　競争参加資格
単体有資格業者にあっては、次の(1)から(12)までに掲げる条件をすべて満たしている者であり、異工種建設工事共同企業体にあっては、次の(1)から(12)までに掲げる条件をすべて満たしている者により構成され「競争参加者の資格に関する公示」(令和５年１月６日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から令和５年度　１号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。(経常建設共同企業体は除く。)なお、異工種建設工事共同企業体は、最大３社での構成が可能である。また、異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　単体有資格業者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。)における一般土木工事、建築工事及び鋼橋上部工事並びに、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を全て受けていること。
異工種建設工事共同企業体にあっては、以下のとおりであること。
①　一般土木工事を担当する者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事及び土木関係建設コンサルタント業務の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
②　建築工事を担当する者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。)における建築工事及び建築関係建設コンサルタント業務の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
③　鋼橋上部工事を担当する者にあっては、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事及び土木関係建設コンサルタント業務の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、単体有資格業者にあっても、異工種建設工事共同企業体にあっても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、申請書等の提出時には、令和５・６年度一般競争参加資格の認定は受けられないため、当該認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、優先交渉権者選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。